

令和6年度版 いるましの環境

第三次入間市環境基本計画環境報告書 ～人と環境が共生するまちをめざして～（案）



— 入間市 —

※この冊子は令和5年度における本市の環境の現状と、「第三次入間市環境基本計画」に基づいた指標の評価を年次報告書としてまとめたものです。市民・事業者・民間団体等の方々に、入間市の環境の現状と、本市の施策に対するご理解とご協力を深めていただくための一助となれば幸いです。

は じ め に

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれたまちです。

私たちは、この恵まれた環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。そのためには市、市民及び事業者が共通の認識に立って、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちづくりに取り組まなければなりません。

このような背景を踏まえ、平成10年9月に環境の保全及び創造に関する取組の基本となる入間市環境基本条例を制定しました。また、入間市環境基本条例に基づき、平成12年3月に「入間市環境基本計画(第一次計画)」を策定し取組を実施し、現在は第三次計画に取り組んでいます。

さらに、地球温暖化防止のための取組として、平成11年3月に「エコいるま行動計画」を策定し、平成19年3月から「入間市地球温暖化対策実行計画」に改訂、令和4年度まで「第四次入間市地球温暖化実行計画<事務事業編>」に沿って温室効果ガス削減をめざして取り組みました。また、令和3年2月には、埼玉県西部地域まちづくり協議会(構成市:所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)において、2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指すこと(ゼロカーボンシティ宣言の表明)を共同で宣言しました。令和5年3月には、行政の取組に限らず、市民や事業者を含めた計画として、新たな「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けて、令和12年度までに、温室効果ガスの排出量の46%削減(平成25年度比)することを目標として定め、様々な取組を開始しました。



ゼロカーボンシティ共同宣言

目 次

第1章 総説

1-1 第三次入間市環境基本計画の概要	2
1-2 入間市地球温暖化対策実行計画の概要	5
1-3 推進体制	6
1-4 いるましの環境.....	6

第2章 第三次入間市環境基本計画の進捗状況

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進.....	9
2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全.....	20
2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築.....	29
2-4 基本方針4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全.....	35
2-5 基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践.....	39
2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価	47

第3章 第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の進捗状況

3-1 区域施策編.....	49
3-2 事務事業編.....	52

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例	56
---------------------	----

第1章 総 説

- 1-1 第三次入間市環境基本計画の概要
- 1-2 入間市地球温暖化対策実行計画の概要
- 1-3 推進体制
- 1-4 いるましの環境

第1章 総 説

1-1 第三次入間市環境基本計画の概要

平成22年に策定した第二次入間市環境基本計画の計画期間が満了したことから、令和2年度から令和11年度までを計画期間とした「第三次入間市環境基本計画」を策定しました。

(1) 計画の目的

第三次計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が、知恵と力を出し合い、将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

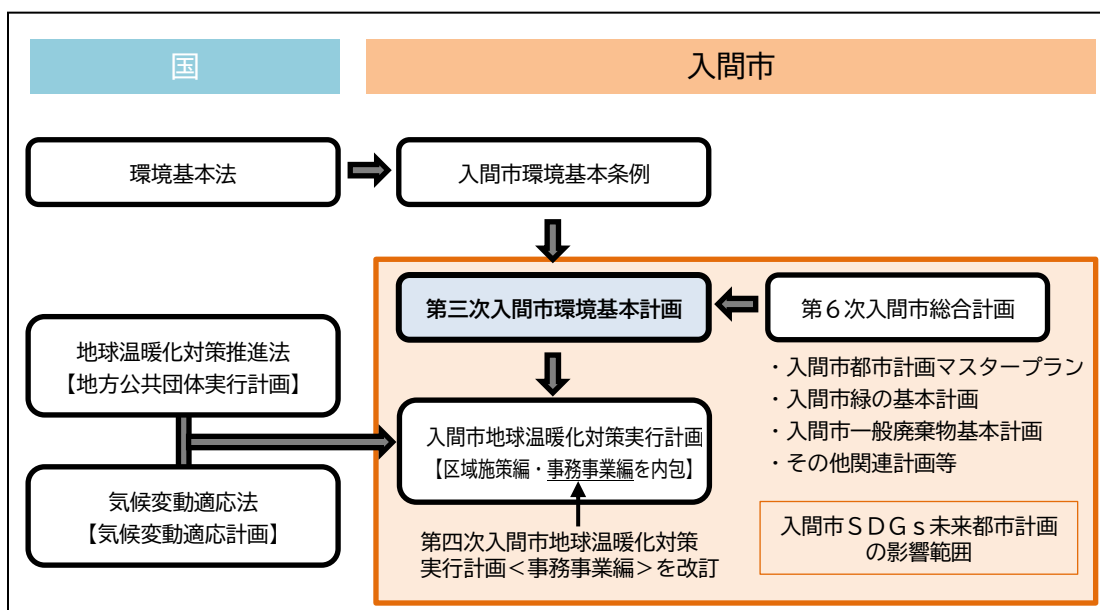
(2) 計画の期間

第三次計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間です。

(3) 計画の位置付け

入間市環境基本条例第8条により環境基本計画を策定することを定めています。

また、「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目標とした第6次入間市総合計画と整合を図り、環境の保全・創造の基本的な方向を示す計画として位置付けます。



(4) 計画の見直し

第三次計画は、策定後5年目の令和6年度に、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、法律の改正等に応じて見直しを行います。また、見直しにあたっては、入間市環境基本条例第8条第5項に基づき、市民、事業者、民間団体の意見を反映するための措置を講じ、入間市環境審議会の意見を聴くものとします。

(5) 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景、第二次計画の評価、第三次計画の基本的事項を示します。

また、望ましい環境像の実現に向けた基本方針を明らかにします。

第2章 施策の具体的内容と進行管理指標

基本方針にもとづいた具体的な取組内容を示します。

第3章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理について示します。

(6) 望ましい環境像

本市が目指す望ましい環境像は、第二次計画の考え方を引き継ぐとともに、社会情勢の変化、第6次入間市総合計画の趣旨および第二次計画の課題を踏まえたうえで、人と環境が共生するまちを目指して、次のとおりとします。

一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち

他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り
引き継ぐことのできるまち

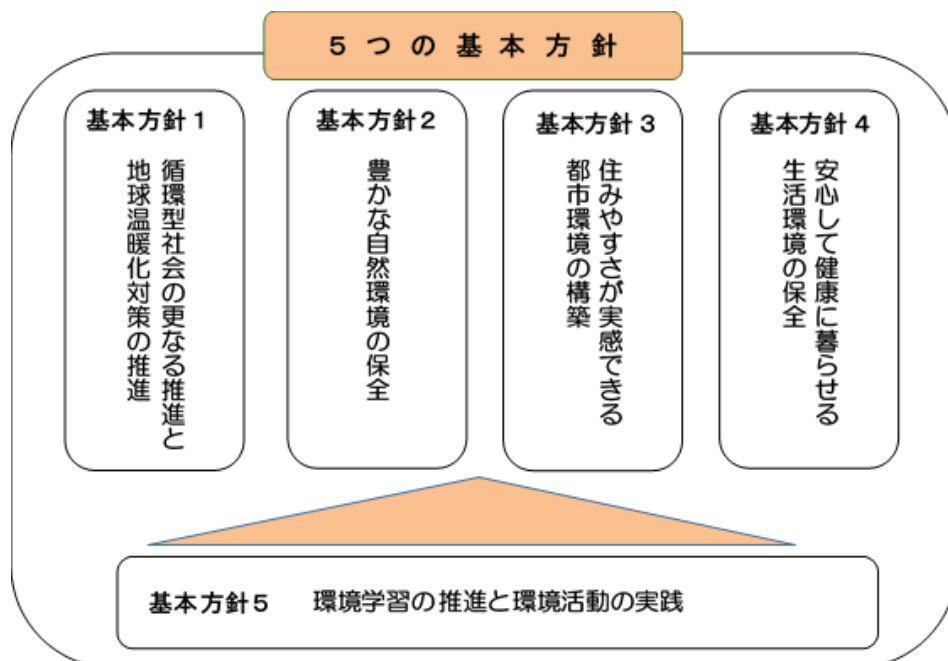
産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが
住み良さを感ぜられるまち

すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に
主体的に取り組むことができるまち

(7) 基本方針

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本方針を設定します。基本方針は国際的な潮流や社会情勢の変化に対応し、今後の本市の環境活動の根幹となる方針です。

この基本方針は、【循環型社会・地球温暖化】、【自然環境】、【都市環境】、【生活環境】の各分野に加え、基本方針の達成のための手段となる【環境学習】を設定しています。



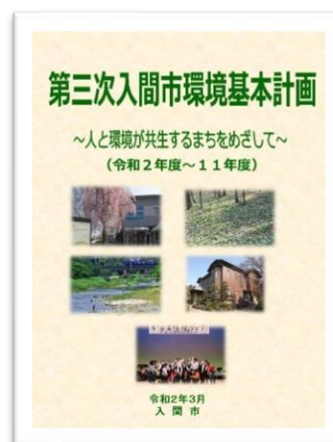
基本方針1「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」

基本方針2「豊かな自然環境の保全」

基本方針3「住みやすさが実感できる都市環境の構築」

基本方針4「安心して健康に暮らせる生活環境の保全」

基本方針5「環境学習の推進と環境活動の実践」



1-2 入間市地球温暖化対策実行計画の概要

近年、世界各地で、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化による影響がより顕著に現れています。異常気象により、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、様々な影響が表れており、人々の生活、自然環境、経済、社会にも重大な問題を引き起こしています。

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の規定により、事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（実行計画）を策定することが義務付けられています。入間市では、それまで全庁で取り組んできた「エコいるま行動計画」（平成11年3月策定）の取組を継承し、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の把握等の要素を加えて平成19年3月に「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、第二次計画～第四次計画を策定し、市の事務や事業における温室効果ガス排出抑制のための取り組みを推進してきました。

令和5年度からは、市民や市内事業者の取組についての計画である「区域施策編」に、市の事務事業についての計画である「事務事業編」を内包する形で、新たに「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

計画では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門で温室効果ガス削減量の目標を定めており、2013年度比で2030年度までに46%を削減し、2050年度までに実質ゼロにすることを目指しています。



1-3 推進体制

入間市環境審議会は、市民や事業者、知識経験者等の参加のもと、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況等を点検、評価し、市民意見等を踏まえて、必要に応じてより効果的な施策を検討し提言する役割を担います。

また、市が環境の保全及び創造に向けた具体的な施策を推進していくためには、庁内の横断的かつ総合的な調整や連携が必要不可欠となります。EMS推進会議は、環境の保全及び創造に関する施策の推進や計画の進行管理について、総合的な調整や点検を行い、各担当課の取組を推進する役割を担ってきました。令和5年度からは、地球温暖化対策をより積極的に推進していくため、入間市地球温暖化対策検討ワーキングチームを中心に、SDGs推進体制により、市の施策の検討や進捗管理を行います。

入間市環境まちづくり会議は、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための推進組織として、平成13年7月に設立されました。そして、第三次環境基本計画を効果的に推進するため、すべての主体の参加のもと、全市的な組織として、施策を自主的かつ積極的に推進していく役割を担います。

1-4 いるましの環境

「いるましの環境」は、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、年度ごとに環境の現状と主な施策の実施状況について実績を取りまとめ、市民に公表していきます。同時に、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の進捗状況も報告するものです。

本書は、「第三次環境基本計画」、「第四次地球温暖化対策実行計画<事務事業編>」の分野における令和4年度の実施状況の実績を評価したものです。

なお、5年経過時に中間見直しを予定しているため、令和2年度から令和6年度までの5年間を前期計画期間として実施状況の評価を並べて記載します。本書では、令和2年度から令和4年度までの評価を記載しています。

各年度の実施状況に大きな影響を与えた要因として、以下の事項がありますので、参考に記載いたします。

○新型コロナウイルス感染症

以下の経緯により、令和2年度、令和3年度を中心に、イベント等の事業の多くが中止となり、その期間の実施状況が悪くなっています。

令和元年度 新型ウイルスの集団感染が発生し、世界で認知され始めた。

令和2年度 外出自粛の呼びかけ、緊急事態宣言等により、イベントや外出の自粛を行った。
市のイベントのほとんどが開催自粛となった。

令和3年度 年度の半分以上の期間で、まん延防止重点措置または緊急事態宣言の期間となった。市のイベントについては、対策・制限付きで一部実施した。

令和4年度 まん延防止重点措置等は終了となった。市のイベントの多くが再開したが、感染症拡大防止対策を行ったうえでの実施となった。

令和5年度 5月に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上「5類」に引き下げられ、制約がほとんどなくなった。

○入間市の人口変動

入間市の人口は近年減少傾向です。人口が減少することにより、市民全体の活動量に対して減少要因となります。入間市の平成30年(基準年度)以降の人口は次のとおりです。

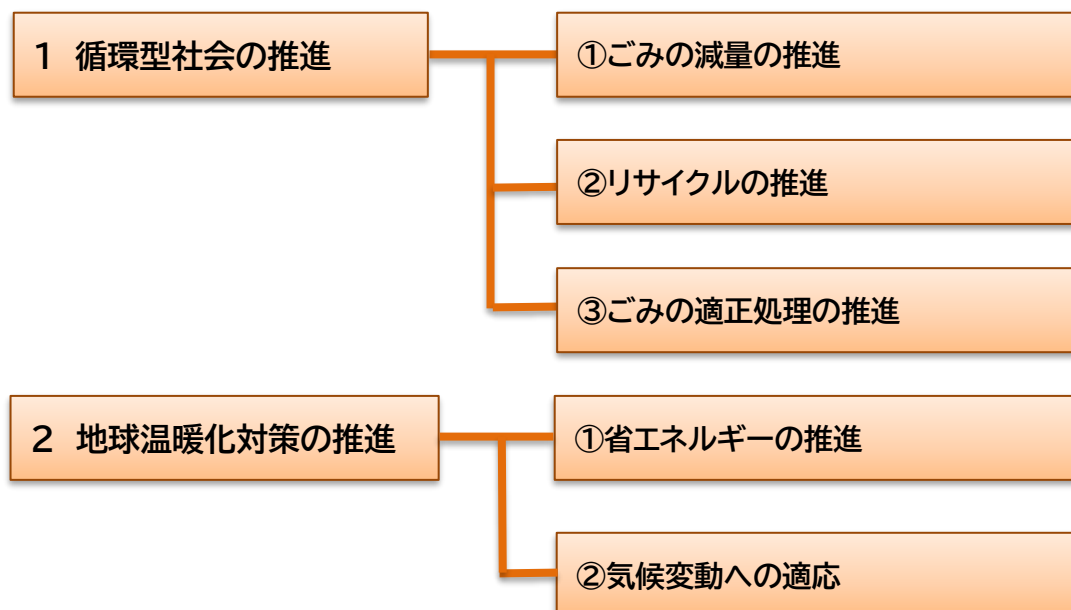
入間市の人口 (各年4月1日現在)

対象年	人口(人)	世帯数(世帯)
平成30年	148,592	64,694
平成31年(令和元年)	148,297	65,579
令和2年	147,542	66,060
令和3年	146,808	66,722
令和4年	146,074	67,072
令和5年	145,360	67,769
令和6年	144,262	68,175

第2章 第三次入間市環境基本計画の進捗状況

- 2-1 基本方針1
- 2-2 基本方針2
- 2-3 基本方針3
- 2-4 基本方針4
- 2-5 基本方針5
- 2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進



1 循環型社会の推進

環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくために、市民・事業者・市の知恵と力でライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化に努め、ごみの発生を最少にすることが重要です。なお、発生したごみは、可能な限り脱焼却、脱埋立てを進め、安全かつ適正に処理することに努めていきます。

①ごみの減量の推進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1	家庭ごみ排出量 (市民一人当たりの 1日の排出量)	g/人/日	656	675 ↓	623 ☆	509 ☆	483 ☆		642 以下
2	事業ごみ排出量 (年間処理量)	t/年	8,705	7,925 ☆	8,056 ☆	7,995 ☆	7,733 ☆		8,198 以下
3	リサイクルプラザの活用 (リサイクルの日の開催)	回/年	10	中止 ※	6 ↓	10 ☆	9 ↓		10
4	リサイクルプラザの活用 (各種教室への参加)	人/年	2,825	441 ↓	2,204 ↓	2,535 ↓	2,636 ↓		3,000
5	生ごみ処理機器の 購入補助による普及 拡大	基/年	17	36 ↑	37 ↑	28 ↓	37 ↑		40
6	埼玉県「彩の国エコ グルメ事業」への 登録	店舗 (累計)	50	52 ☆	57 ☆	62 ☆	60 ☆		50

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇イベント参加者で悪化、ごみ排出量の減量と生ごみ処理機の購入補助は達成

リサイクルプラザの各種教室への参加者数は、基準の平成30年度より少ないものの、新型コロナウイルス感染症の影響も軽減し、令和3年度と比較すると昨年度より増加傾向にあります。一方、リサイクルプラザの活用については、8月に空調が故障したため、安全面に配慮して中止したことによる減少です。

それ以外の項目は、いずれも達成となりました。生ごみ処理機の購入補助については、年度途中で予算上限に達したことから、補正予算を計上したため、令和4年度より予算が増え、件数が増加しました。「ごみの減量の推進」に直接関わる指標番号1の家庭ごみの排出量と指標番号2の事業ごみの排出量は、昨年度に引き続き共に減少しており、施策として前進しています。

【具体的取組】

・マイバッグの利用やごみを出さない生活スタイルの推進

4月と11月を除く毎月第2日曜日に開催している「リサイクルの日」にて、マイバッグ作り教室の開催や、リユース品買取一括査定サイト「おいくら」の紹介を開始し、ごみを出さない生活スタイルの推進を図りました。

・事業系ごみ削減キャンペーンの実施

令和5年10月に、毎年県と共同で行っている、事業ごみの3Rと適正処理を促進するための「事業系ごみ削減キャンペーン」を行いました。また、令和5年10月21日に総合クリーンセンターへ搬入するごみの検査を行い、内容物に問題がある事業者に対して指導を行いました。

・リサイクルプラザを拠点とする、ミニフリーマーケット等の実施

4月と11月を除く毎月第2日曜日に開催している「リサイクルの日」にて、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の重要性をアピールするために、フリーマーケット等を開催しました。

・生ごみの家庭内処理の促進

家庭から出る生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処理機を購入し、日常生活の中で、

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

排出される生ごみの減量及び資源化に自主的に取り組む市民に対して、購入費の一部を補助金として交付しました。令和5年度の実績は37基(電気式21基、コンポスト式16基)。

・食品ロスを減らすための取組

リサイクルの日に合わせてフードバンク入間によるフードドライブ※および食品ロス削減のPRを実施しました。

※フードドライブ 家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンク等を通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者等へ提供する活動

②リサイクルの推進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
7	ごみの資源化	%	24.3	23.29 ↓	22.83 ↓	22.55 ↓	23 ↓		30.0
8	わかりやすい ゴミ分別の検討	—	ごみチャンネル 改訂、 アプリ導入	改訂は 令和4年度 →	改訂は 令和4年度 →	ごみチャ ネル改訂、 英語版ア プリ導入 ☆	ごみチャ ネル改訂 ☆		継続
9	資源再利用奨励補 助の推進(団体数)	団体 (累計)	198	189 ↓	185 ↓	182 ↓	181 ↓		260
10	資源再利用奨励補 助の推進(回収量)	t/年	2,235	1,583 ↓	1,442 ↓	1,399 ↓	1,282 ↓		3,600

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇資源化率や資源回収登録団体による回収は減少

ごみの分別と資源化を推進するため、ビニール・プラスチック類の一括回収に合わせて、令和5年3月にごみチャンネル※の改定を行いました。

一方で、ごみの資源化率や資源回収登録団体の団体数、回収量は、昨年度に引き続きいずれも減少しました。原因として、人口減少やペーパーレス化、電子書籍の普及や生活様式の変化により、対象物自体の量が減少していることが考えられます。

資源化率を上げるために、令和6年度は、施設見学やごみ減量推進地区説明会等での周知啓発を行うとともに、他市で参考となる事例の調査を行います。

※ごみチャンネル 品目ごと 50 音順にごみの分別方法について記載したもの。ごみ分別事典。

【具体的取組】

・ごみ分別アプリ等の活用

市公式 LINE やごみ分別アプリ(ダウンロード数 31,965 件 令和6年3月末時点)を利用し、集積所にごみを出すときの注意事項や、雑がみ回収の啓発、体験教室やおもちゃ病院等のイベント開催のお知らせ、施設の状況等の情報を発信しました。

・わかりやすいゴミ分別方法の研究

令和4年4月1日にプラスチック新法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)が施行されたことに伴い、令和5年4月1日から、これまで別々に回収していた容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を開始しました。



・分別ガイド※の改定(※「元気ないるま」のごみチャンネルに掲載されているごみ分別事典のこと)

ごみを出す日を分かりやすくするため、「入間市の家庭ごみの分け方・出し方」リーフレットを改定し、全戸配布を行いました。

・資源回収登録団体に対する奨励補助

家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できる古紙や古布類等を回収した資源回収登録団体に対して補助金を交付しました。令和5年度は、登録団体181団体のうち資源回収を実施した団体に対して、延べ838件の補助金を交付しました。

【その他の取組み】

・「家庭系廃食油の回収・リサイクル事業」と「サステナブルウォークいるまいる」の連携開始

令和4年度より実施している、家庭から出る使用済みの食用油(廃食油)を市内スーパーマーケットで回収して、バイオディーゼル燃料やバイオプラスチックの原料へリサイクルする



廃食油回収とSPOBY連携チラシ

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

「家庭系廃食油の回収・リサイクル事業」と、スマートフォン用アプリ「SPOBY(スポビー)」を活用し、脱炭素型ライフスタイルを促進する官民連携プロジェクト「サステナブルウォークいるまいる(P17 参照)」を連携する実証実験を令和5年9月25日から開始しました。市内に設置されている廃食油回収ボックスに家庭系廃食油を持ち込み、「SPOBY」で QR コードを読み込むことでポイントが獲得できる仕組みです。今後対象店舗を順次拡大予定です。

・PASSTO を活用したリユース品回収イベントを開催

資源循環の新たな取組として、入間市と株式会社 ECOMMIT の共催により、令和6年3月23日・24日に、三井アウトレットパーク 入間にて、不要品回収ボックス「PASSTO(パスト)」を活用したリユース品の回収イベントを実証的に実施しました。

回収した不要品は、株式会社 ECOMMIT により国内外へリユース品として再流通するほか、リユースが難しいものに関しては再資源化を行います。

今後も様々な場を通じて取組を実施していく予定です。



PASSTO回収ボックス

③ごみの適正処理の推進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
11	最終処分場の年間埋立量の削減状況	t/年	2,597	2,299 ☆	2,274 ☆	2,122 ☆	1,866 ☆		2,600 以下
12	ごみ処理施設の環境保全情報の公開	—	ホームページ 2 回更新	ホームページ 6 回更新 ☆	ホームページ 6 回更新 ☆	ホームページ 6 回更新 ☆	ホームページ 6 回更新 ☆		継続
13	ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施	—	修繕・改修工事の実施	修繕・改修工事の実施 ↑	定期修繕等の実施 ☆	定期修繕等の実施 ☆	定期修繕等の実施 ☆		継続
14	次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定	—	実施	地元説明会を実施 ↑	地元説明会を実施 ↑	方針変更	方針変更		計画 策定

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇全指標達成

ごみ処理施設の維持管理は継続的に実施し、環境情報も定期的に公開しています。

次期最終処分場の建設に関しては、令和4年度に埋立処分から資源化への方針転換を行い、新最終処分場を建設しない方針に変更しました。

【具体的取組】

・最終処分場の埋立量の削減と延命化

埋立処分から資源化へ方針転換を行い、令和5年度より焼却灰の資源化量の拡大、委託による粉碎残渣の資源化を開始しました。委託により、1,162t の焼却灰・焼却残渣に加え、令和5年度より新たに 94.75t の粉碎残渣の資源化を行った結果、年間埋立量が大幅に減少しております。

・ごみ焼却施設から発生する排ガスの分析結果の公開

定期的な排ガス測定を実施し、結果をホームページで公開しています。測定結果は、いずれも基準値以内となっています。

・ごみ処理施設の基幹的設備の更新

円滑にごみ処理施設を継続運転するために、焼却施設、破碎施設の定期修繕に加え、破碎機本体及び焼却炉内耐火壁の修繕等を実施しました。

・新たな最終処分場の建設に向けた検討

令和4年度に新最終処分場の整備コスト、次世代の財政負担削減の観点から検討を行い、新最終処分場は整備せず、焼却灰等の全量を委託化(資源化、処分委託化)する方針に変更となりました。

2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、人類の生存にも関わる最も重大な環境問題です。近年の夏季の猛暑日の増加や、豪雨や大型台風などの自然災害の増加など、地球温暖化の影響によると思われる現象が市内でも起きています。

これまでは、地球温暖化のペースを緩やかにしていく緩和策を推進してきましたが、これから、私たちが気候変動に対応していく適応策も必要となってきました。

① 省エネルギーの推進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年 度	
15	住宅用省エネルギー 設備設置費補助金	件/年	109	115 ↑	51 ↓	1 ↓	104 ↓		150
16	市の施設における CO ₂ 排出量の削減	t-CO ₂	33,023	37,186 ↓	32,478 ↑	24,217 ☆	25,180 ☆		29,723 以下
17	公共施設における省エネ ルギー設備等の設置件数	件 (累計)	4	4 →	4 →	5 ☆	5 ☆		推進

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇補助金件数は目標未達成、市の施設における CO₂排出量は増加したものの目標は達成

令和4年度は V2H 充放電設備に対して補助を実施しておりましたが、令和5年度より V2H 充放電設備に加えて、太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池への補助金を実施しました。基準値よりは下回っていますが、令和4年度より増加しております。なお、太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池については、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用しております。

一般廃棄物の焼却による排出量が増えたことにより、全体の排出量も増加となっていますが、それ以外の排出量は 569t-CO₂減少しております。今後も継続して、一般廃棄物の分別を呼びかけ、排出量の削減に努めます。

【具体的取組】

・住宅用省エネルギー設備を設置する市民への補助

家庭でのV2H充放電設備への補助に加えて、太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助を実施しました。太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池については、環境省の交付金を活用して、FIT・FIP 制度を利用しないで太陽光発電設備を設置した方に最大35万円、あわせて蓄電池を設置した場合に最大50万円の補助を行いました。

・市の施設における二酸化炭素排出量の削減

健康福祉センターへ、庁用車としてEV(電気自動車)を導入し、太陽光発電設備(79.70kW)を設置しました。

令和6年度以降は、市内公共施設において、PPA 手法による太陽光発電設備の設置と照明のLED化を推進します。



健康福祉センターの太陽光パネル

【その他の取組み】

・「いるま e-MIRAI 株式会社」との包括連携協定の締結

入間市は、入間市ゼロカーボン協議会を通じて、市内関係団体や地域金融機関とともに地域新電力の創出について協議してきました。その後、令和6年3月13日に地域企業や金融機関の連携・出資により「いるま e-MIRAI 株式会社」が設立され、市は同年3月19日に脱炭素社会の実現に向けた包括連携協定を締結しました。

本協定により、同社と市が連携して、地域における再生可能エネルギー(再エネ)の電源を開発し、再エネを市域の施設などへ供給することで、エネルギーの地産地消や防災レジリエンスの強化を図るとともに、売電収益の一部を地域還元し、脱炭素と地域課題の同時解決を目指します。



2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

・公用EV(電気自動車)の導入およびカーシェアリング

市役所に引き続き、令和6年3月2日から健康福祉センターへ太陽光発電設備とEV(電気自動車)を導入し、公用時間外にはEVをカーシェアリングに活用する事業を開始しました。引き続き、市の電力使用による環境負荷を低減し、市民の方にEVの普及促進と地球温暖化防止についての意識啓発を行うと共に、停電時にEVを防災拠点等で非常用電源とすることにより災害レジリエンスを強化します。

(市民シェアリング)

市役所正面玄関前：平日夜間(19時00分～翌朝7時00分)

土日祝日(終日)

健康福祉センター：土日祝日(終日)

※平日は終日公用車として利用

予約・利用・決済：シェアリングアプリ(eemo)



健康福祉センターに導入したEV

・サスティナブルウォークいるまいるの本格実装

令和5年1月12日からスマートフォン用アプリ「SPOBY(スポビー)」を活用し、日頃の生活における徒歩・ランニング・自転車による移動で脱炭素ポイントをためることにより、協賛店舗の特典と交換できる取組を実証的に実施しました。1月から3月までの実証結果は、参加者624人、CO₂排出削減量 約2t-CO₂となっています。

その後、令和5年度より本格的に実装を開始し、年4回実施したイベント等を通じて、市民へ脱炭素のためのライフスタイルにおける行動変容を促しました。その結果、参加者3,200人、



CO₂排出削減量 約21.02t-CO₂を達成することができました。

令和6年度も、引き続き協賛店舗を増やし、地域経済の活性化をしつつ、市民のライフスタイルにおける行動変容を促進し、市内での二酸化炭素排出量の削減に努めます。

② 気候変動への適応

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年 度	
18	土砂災害警戒区域に対する 警戒避難マップ作成地区数	地区 (累計)	5	5 ☆	5 ☆	5 ☆	5 ☆		5
19	防災訓練参加者数	人	17,505	中止 ※	中止 ※	20,845 ↑	20,176 ↓		25,000
20	避難場所としての機能を持 った公園・緑地の確保	ヶ所 (累計)	6	6 ☆	6 ☆	6 ☆	6 ☆		維持
21	雨水利用タンク 補助金交付件数	件/年	6	9 ↑	9 →				10

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇防災訓練参加者数は減少、それ以外の項目は達成または未実施

防災訓練の参加者数は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行となって初めての開催でしたが、天候等の影響もあり減少となりました。

それ以外の項目については達成となりました。

また、雨水利用タンク補助制度については、補助金の見直しの中で令和4年度より廃止されました。

【具体的取組】

・土砂災害に対する警戒避難マップの充実

土砂災害ハザードマップを盛り込んだ入間市防災ガイドブックについて、市庁舎および地区センターでの設置により配布しています。また、転入者への配布を実施しました。

・防災訓練の実施

市内全域を対象とした入間市防災訓練を令和5年11月12日に実施しました。訓練は、安否確認訓練や避難所開設訓練等、災害時に実効性のある内容としました。市内50会場の避難所、9ヶ所の現場本部、災害対策本部を設置し、20,176 人が参加しました。

令和6年は訓練メニューを一部変更する予定です。

2-1 基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

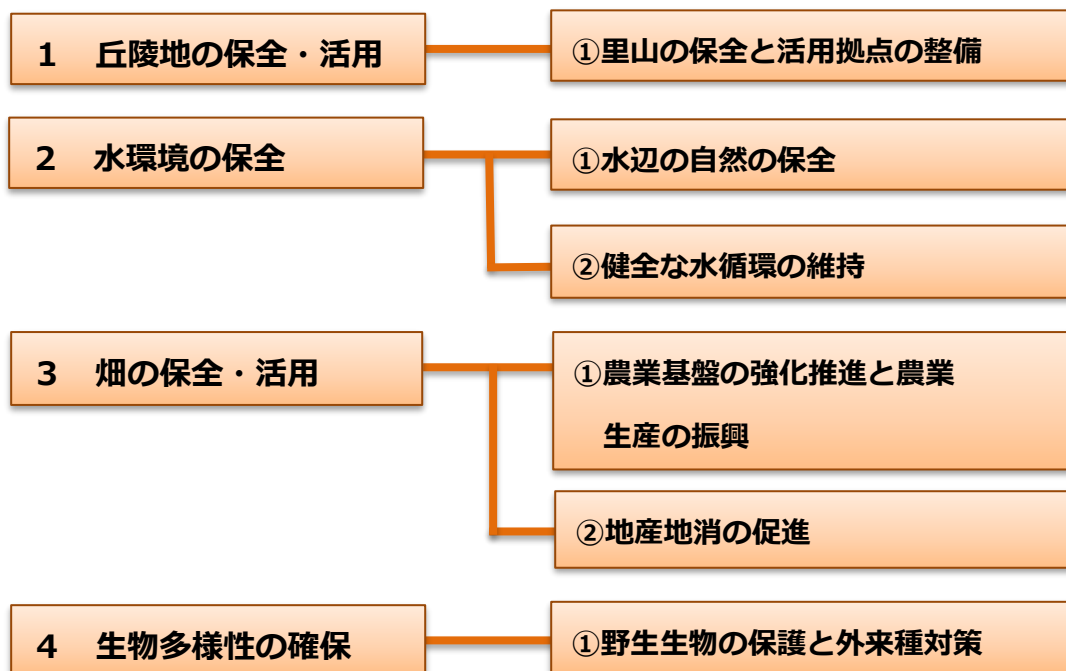
・避難場所としての公園・緑地の確保

都市公園を中心に、樹木の剪定や除草作業等による適切な維持管理を行い、公園・緑地における避難場所としての機能の維持に努めました。

・雨水利用タンク設置費用の補助

雨水利用タンクの設置補助については、平成13年度から令和3年度までの21年間実施しましたが補助金の見直しの中で廃止することとなりました。これまでに合計で232件2,706,000円の補助を行いました。

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全



1 丘陵地の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵は、古くから人々が住み、歴史と文化を育んできた里山で、ふるさとの原風景と豊かな自然環境を残しています。このような里山は日本各地で見られました。里山は、環境保全や景観形成など、多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地は、「子孫や未来の市民からの預かりもの」であり、恒久的な保全と計画的な活用が必要です。

① 里山の保全と活用拠点の整備

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
22	(仮称)加治丘陵さとやま自然公園用地取得面積	ha (累計)	59.4	62.28 ↑	64.7 ↑	67.1 ↑	69.5 ↑		83.6
23	加治丘陵の公有地化の推進	ha (累計)	115.1	122.0 ☆	124.7 ☆	127.8 ☆	130.2 ☆		推進
24	ボランティア団体などの市民と市の協働による維持管理体制	—	検討	検討 →	検討 →	検討 →	検討 →		推進
25	加治丘陵活用イベントの開催	—	開催を検討	開催を検討 ☆	2回開催 ☆	3回開催 ☆	3回開催 ☆		イベントの開催
26	計画的な施設整備	施設	5	5 →	6 ☆	6 ☆	6 ☆		推進
27	周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用	—	イベント等の実施他	中止 ※	参加 →	参加 →	参加 →		推進

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇用地取得、施設整備は進展又は達成、その他の項目も継続実施により現状維持

(仮称)加治丘陵さとやま自然公園用地は、約2.3ha の土地を取得し、加治丘陵の公有地化も約2.4ha 進み、それぞれ進展及び目標達成となりました。また、加治丘陵の6施設については、継続的に維持管理を実施しており、加治丘陵を活用するイベントについては、自然かんさつ会を3回実施するなど、いずれも目標達成となっております。

加治丘陵の維持管理体制については、ボランティア団体との協働により継続して実施しているため、評価は現状維持となっています。今後も維持管理体制を維持するために、広報・市公式ホームページ等による情報提供により、ボランティア活動の促進を図ります。

周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用については、都立狭山公園で実施するイベントさやま KIDS DAY に参加しました。引き続き周辺自治体と連携し、狭山丘陵の魅力を周知し、観光振興につなげるため狭山丘陵の活用を推進します。

【具体的取組】

・(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の整備推進

令和5年度に、約 2.3 ha の土地を取得し、(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の計画面積 110.2 ha のうち、約 69.5 ha を公有地化しました。

・加治丘陵保全地の公有地化

令和5年度に、約 2.4 ha の土地を取得し、加治丘陵さとやま計画区域の面積 424 ha のうち約 130.2 ha を公有地化しました。

・ボランティア団体と市の協働による維持管理体制の充実

NPO 法人加治丘陵山林管理グループ、その他加治丘陵山林管理ボランティア団体により、山林管理を実施しました。また、市民公募の加治丘陵さとやま巡視員による丘陵内の巡視や美化活動を実施しました。

・加治丘陵の施設整備

加治丘陵の施設について、丸太橋や丸太階段の補修等を行い、散策者の利便性、安全性の向上を図りました。

なお、令和5年度時点での加治丘陵における施設は、山仕事の広場、桜山展望園地、探検の森休憩園地、四季の森休憩園地、自然探勝路、花見の丘の6施設です。



丸太橋

・さいたま緑の森博物館との連携・協力による、狭山丘陵の保全と活用

さいたま緑の森博物館保全活用協議会に参加し、さいたま緑の森博物館の自然環境の保全・管理と自然資源の有効活用の方法について協議しました。また、さいたま緑の森博物館イベント情報について、チラシの配布と市公式ホームページへの掲載による広報協力を行いました。

・周辺自治体と連携した狭山丘陵観光事業の推進



令和5年5月5日に、東京都立狭山公園で開催された「さやま KIDS DAY」に参加し、関連自治体とともに狭山丘陵に生息する動植物の展示、関係自治体の紹介ブース、各市のご当地キャラの展示を行いました。

※さやま KIDS DAY

都立狭山公園やさいたま緑の森博物館などの指定管理者と狭山丘陵を取り巻く自治体（東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、所沢市、入間市）で構成する狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会が共催したイベント。

2 水環境の保全

市内には、主な河川として、入間川、霞川、不老川の3本の河川があります。河川は、利水、治水や地域コミュニティ、レクリエーションの場、気候の緩和など様々な機能を持っています。

また、景観的に美しい河川は、私たちの生活に安らぎを与え、憩いの場になります。

大雨時などには大量の雨水が河川に流入し、氾濫等が発生しています。雨水が一気に河川に流れ込まないように宅地や公共施設への浸透施設の普及、地下への浸透などの対策が必要です。

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全

①水辺の自然の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
28	野生動植物の生息・生育地の保全面積	ha	1.5	1.5 ☆	1.5 ☆	1.5 ☆	1.5 ☆		現状維持
29	入間川・霞川・不老川の河川水質調査	回/年	4	4 ☆	4 ☆	4 ☆	4 ☆		4
30	多自然川づくり整備の促進	県への要望 回/年	1	1 ☆	1 ☆	1 ☆	1 ☆		1

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇いずれの指標も達成

水辺の環境保全のため、保全面積の維持や継続的な水質調査の実施に努めました。

また、多自然川づくり整備の推進として、河川用地の樹木等に関して、地元自治会からの要望を基に、現地確認および図面作成を行い、県に要望を行いました。

【具体的取組】

・河川周辺の自然環境の保全

水辺の野生動植物の生息・生育地の保全地は、「谷田の泉周辺保全地」13,282 m²と、「ホタルの里」1,379 m²の合計 約 1.5ha です。「谷田の泉周辺保全地」は県と市で公有地化し保全しており、「ホタルの里」は借地契約し保全しています。

・入間川・霞川・不老川での定期的な水質調査

入間川、霞川、不老川、林川において、年4回(5月、8月、11月、2月)河川水質調査を行いました。入間川の2地点全てと、不老川の4地点のうちの1地点で BOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値が環境基準を上回りました。軽微な超過であるため経過観察としています。

・豊かな自然環境と調和した動植物の生息できる環境づくり

令和5年度は、河川管理者へ雑草駆除、危険箇所及び破損箇所の情報提供と、それに伴う修繕要望等を行いました。

② 健全な水循環の維持

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
31	雨水浸透ますの 累計補助件数	件	19※ ¹ (1 件/年)	20 (0 件/年) ↓※ ²	20 (0 件/年) ↓※ ²	20 (0 件/年) ↓※ ²	20 (0 件/年) ↓※ ²		38 (5 件/年)
32	浸透トレンチ管等 の設置指導	—	開発、建築 許可申請 57 件	開発許可等 において指導 62 件 ☆	開発許可等 において指導 92 件 ☆	開発許可等 において指導 70 件 ☆	開発許可等 において指導 70 件 ☆		開発許可等 において指導
33	公共施設における 緑化の推進	—	花壇、壁面及び 屋上緑化の推進	継続 ☆	継続 ☆	継続 ☆	継続 ☆		継続

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※¹ 基準値(H30 年度実績)に誤りがあったため、修正しています。

※² 指標は累積件数ですが、年度あたりの件数に対する評価としています。

【現状と課題】

◇雨水浸透ますの補助は申請なし、それ以外の指標は達成

不老川流域における雨水浸透ます設置費補助について、令和2年度以降申請が停滞しているため、より詳しい申請資格等を市公式ホームページに掲載しましたが、補助件数は0件でした。今後は、リーフレットを掲載し、対象者が利用しやすい制度となるよう努めます。

浸透トレンチ管等の設置指導および公共施設の緑化推進については、いずれも継続して実施しています。

【具体的取組】

・雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置推進

開発許可や建築許可の際に、雨水の貯留施設や浸透施設(浸透トレンチ管等)の設置を指導し、新たに開発した宅地等からの雨水流出を抑制しました。

・不老川流域への雨水浸透ます設置費用の補助

広報いるま8月号で、不老川流域において、雨水浸透ます設置費の補助を行っている記事を掲載しました。

・施設の緑化の推進

庁内の職員研修や通知等により、施設緑化についての周知、啓発を継続して行いました。

3 畑の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵には含まれた広大な茶畑は、本市の代表的な景観でもあります。農地は雨水が浸透するため、広い農地は地下水の循環にも大きく寄与しています。

① 農業基盤の強化推進と農業生産の振興

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
34	農地利用権設定 の面積	ha (累計)	58.1	113.3	124.4	127.5	139.1		90.0
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇目標達成

農業経営の規模拡大を図る農業者と農地を貸したい方の間で貸借の権利を設定して、農地の集積を図る、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、農地を借りたい方と貸したい方の要望を適切につなげるよう努め、目標を達成しています。

【具体的取組】

・農地の利用集積のための農地中間管理事業の実施

農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の利用集積を推進しました。また、埼玉県農林公社、農業委員会と協力し、農地中間管理事業を進めました。

・農産物のブランド化、プロモーションによる農業生産の振興

農業生産の振興のための取組として、次の取組を実施しました。

- ・狭山茶PR用一煎パックの配布、ティーバッグの配布
- ・婚姻届を出した方に急須プレゼント
- ・庁舎茶園展示
- ・狭山茶振興のための横断幕等を製作・設置
- ・茶業者団体との共同プロモーション事業
- ・入間市産農産物について市報、ホームページでプロモーション
- ・ふれあい朝市(毎週土曜日)の開催支援



狭山茶 PR 用一煎パック

- ・ふれあいマルシェいるまの開催支援
- ・出張！入間のうまい市の実施
- ・「狭山茶の日」イベントの実施

② 地産地消の促進

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
35	農産物の直売会 実施回数	回/年	50	39	47	60	63		55
				↓	↓	☆	☆		
36	給食における地場 農産物の使用月数	カ月 /年	9	7	10	12	12		9
				☆※	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校により、給食提供月が9カ月となったため、7カ月の使用により目標達成としています。

【現状と課題】

◇いずれも目標達成

「ふれあい朝市」に加えて、「ふれあいマルシェいるま」と「出張！入間のうまい市」、「農業まつり」の開催により、農産物直売会の実施回数が目標を上回りました。

また、地元で農業を営んでいる生産者グループと連携を密にすることで、1年を通して地場農産物を学校給食に使用することができました。さらに、令和5年度は生産者グループより納入してもらえる農産物を増やしてもらうことができました。

【具体的取組】

・地場農産物の販売促進のための PR 活動

地場農産物の販売促進のために、以下の取組を実施しました。

- ・狭山茶PR用一煎パックの配布、ティーバッグの配布
- ・入間市産農産物についてチラシ、ホームページ、のぼり旗、パネルによる PR
- ・ふれあい朝市の開催支援
- ・収穫体験ツアー「ふれあい朝市生産者を訪ねて」の実施
- ・狭山茶消費者交流イベント「狭山茶をもっと楽しむ！ツアー」
の徒歩ツアー(1回)およびバスツアー(1回)
- ・農業まつり、八十八夜新茶まつり



新茶のぼり旗

2-2 基本方針2 豊かな自然環境の保全

- ・T-1 グランプリ事業、狭山茶店舗活性化事業支援
- ・ふれあいマルシェいるま、他直売イベントの開催支援、実施

・生産者と消費者の交流による地産地消の促進

農産物の直売会「ふれあい朝市」(毎週土曜日)に加えて、直売イベントとして、ふれあいマルシェいるま(令和5年5月31日、8月9日、11月8日、令和6年2月21日)、「出張!入間のうまい市」、「農業まつり」の直売イベントの開催支援、収穫体験ツアー「ふれあい朝市生産者を訪ねて」を実施し、生産者と消費者の交流により地産地消を促進しました。



・学校給食における地産地消の取組

地元で農業を営んでいる生産者グループ、入間市茶業協会、精肉店から納入された地場農産物等を学校給食で使用することで、地産地消に取り組みました。令和5年度は12ヶ月、143回地場農産物を使用することができました。

4 生物多様性の確保

カタクリやムササビなどの希少動植物の生息が確認される一方で、オオキンケイギク、コクチバス、クリハリス、アライグマなどの特定外来生物も確認されています。健全な生態系の確保と安全な生活環境づくりを進めるため、適正な駆除や防除体制が必要となっています。外来生物法では、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制しています。

① 野生生物の保護と外来種対策

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
37	イベント開催による 情報提供	—	自然展、 いるま環境 フェアの開催	中止	中止	自然展、 いるま環境 フェアの開催	自然展、 いるま環境 フェアの開催		自然展、 いるま環境 フェアの開催
				※	※	☆	☆		
38	外来種(アライグマ) の捕獲	頭/年	59	48	88	113	106		対策の 推進
				↓	☆	☆	☆		
39	外来種(コクチバス) の捕獲	尾/年	42	74	43	50	61		対策の 推進
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇いずれも目標達成

イベントの開催による情報提供に関して、いるま環境フェアおよび自然展について、いずれも、開催することができ、目標を達成できました。いるま環境フェアについて、令和4年度は開催方法を変更したことにより、生物の保護についての情報提供は行いませんでしたが、令和5年度は従来の開催方法に戻し、生物の保護についての情報提供を行うことができました。

また、外来種(アライグマ・コクチバス)の捕獲を継続して実施しています。アライグマについては令和4年度より捕獲数は減少しましたが、目標値は達成しました。引き続き、外来種の捕獲等による防除を行うとともに、必要な周知・対策を推進します。

【具体的取組】

・希少な生物や鳥獣の保護とイベントでの情報提供

令和5年9月1日～9月3日に産業文化センターで自然展を開催し、保護についての情報提供を行いました。

また、令和6年3月3日に市民活動センターでいるま環境フェアを実施し、各団体の取組展示等により、希少生物保護等についての情報提供を行いました。

・外来種による生態系被害の防止

令和5年度は市内で新たな特定外来生物の発見はありませんでした。特定外来生物が発見された場合には、市ホームページ等で周知・注意喚起を行います。また、自然展やチラシ、市民清掃デーの会議等で、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの情報や、外来種のオオキンケイギク、アメリカオニアザミの情報を周知しました。

入間漁業協同組合の行う外来魚被害対策事業へ補助金を交付し、外来魚の駆除や環境整備を支援しました。

2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築



1 地域の緑の充実

私たちが住んでいる地域には、市街地やその周辺部の平地林、公共施設や公園などの緑地、住宅の庭木など様々な緑があります。私たちの生活をより豊かにする地域の緑を守り、育てながら、その質の向上を目指します。

① 身近な緑の保全と創出

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
40	苗木の配布本数	本/年	300	0 ※	300 ☆	300 ☆	300 ☆		300
41	保護樹林・市民の森 の面積	ha	5.4	4.6 ↓	3.9 ↓	3.6 ↓	3.3※ ¹ ↓		現状 維持
42	斜面林の保全 の促進	—	維持保全 を検討	維持保全 を検討 ☆	維持保全 を検討 ☆	維持保全 を検討 ☆	維持保全 を検討 ☆		維持保全 を検討
43 ※ ²	生垣奨励補助によ る設置件数	m/年	40	13 ↓	29 ↓				100
44	市街化区域に対す る公園不足域の割 合	%	約30	約30 →	約25 ↑	約25 →	約25 →		約20以下 (令和10年度)

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※1 借上型保護樹林から奨励型へと変更したことにより、保護樹林の面積が減少しています。

※2 補助金制度の見直しにより、令和5年度から実施しておりません。

【現状と課題】

◇保護樹林減少、生垣奨励補助は実施なし、その他の項目について現状維持または達成

行政改革の視点から、保護樹林及び市民の森の制度見直しを行っており、保護樹林の面積は減少しました。全体的な管理の効率化を図り、適正な維持管理を行います。

生垣奨励補助金は、補助金制度の見直しにおいて、目的・効果・効率等の評価の結果、凍結することとなり、令和5年度は実施していません。

斜面林の保全については、市内に残存する段丘崖斜面林の候補地について検討を行いました。今後も、引き続きより確実な保全策を検討します。

公園不足域については、よりよい公園整備手法について検討を行っており、令和5年度は狭山台地区近隣公園予定地の公園整備に向けた調査を実施し、令和6年度は調査結果を参考に条件等を整備し、事業者応募に向けて進めていきます。

【具体的取組】

・苗木配布制度の継続と充実

配布する苗木について事前アンケートを実施し、農業まつりにおいて、イチゴノキの苗木300本を配布しました。

・保護樹林・市民の森等の保全制度の活用

保護樹林について、借上型から奨励型に指定変更を行うため、地権者の方には契約更新時に内容説明を行い、適正な維持管理を依頼しました。

借上型保護樹林： 固定資産税等相当額を借上料として、土地の賃貸借契約を結び、維持管理は市が行う。

奨励型保護樹林： 固定資産税等相当額プラス10円/㎡の奨励金を払い、維持管理は土地所有者が行う。

・斜面林の保全

重要な斜面林である扇町屋の保護樹林や、二本木の段丘崖斜面林の希少植物の生育状況について博物館や市民ボランティアと協力して確認しました。引き続き、希少植物の生育状況を確認

2-3 基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築

認していくとともに、時機を見て土地所有者と相談し有効な保全策を検討していきます。

また、市内に残存する段丘崖斜面林の候補地についても継続して検討を行います。

・公園不足区域での公園の整備

公園配置計画に基づき、適正に配置されるよう計画的な公園整備を推進するため、立体都市公園制度等、新たな公園整備手法について研究を行いました。

狭山台地区近隣公園予定地については、パーク PFI 制度※を用いた公園整備を行うことについて、民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する「サウンディング調査」を実施しました。調査の結果、一定の条件はあるものの、民間事業者による事業提案の可能性があることがわかったため、今後は、調査結果を参考に、実施手法・事業条件等の具体的な内容等、事業者募集に向けた検討をさらに進めていきます。

※パーク PFI 制度 公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度

2 交通環境の整備

交通の面では、鉄道として西武池袋線とJR八高線が市域周辺部に位置しています。鉄道による地域間アクセスが限定的となっていますが、鉄道網を補完する形で民間路線バスが市内を走り、鉄道駅と地域を結ぶ、市民にとって身近な交通機関となっています。また市内コミュニティバス「ていーろーど」、「ていーワゴン」は、交通不便地域や交通空白地を解消するため、民間路線バスが通っていない路線を補うように運行しています。

①公共交通の利便性の向上

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
45	コミュニティバスの利用者数	人/年	160,454	126,722	148,628	165,685	187,453		175,000
				↓	↓	↑	☆		
46	既存路線の維持・確保等について事業者への働きかけ	—	働きかけを実施	働きかけを実施	働きかけを実施	働きかけを実施	働きかけを実施		定時運行の安全性の向上
				→	→	→	→		
47	駅周辺における自転車駐輪場の整備	ヶ所 (累計)	公設13	公設13	公設13	公設13	公設13		現行駐輪場の維持
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇コミュニティバス利用者は増加から目標達成、その他も現状維持または達成

コミュニティバス利用者の利便性の向上のため、入間市コミュニティバス時刻表及び地域公共交通マップを、利用者が利用しやすいデザインに見直したことにより、目標値を達成しました。

既存路線の維持・確保についても、運行事業者との密な連携により現状を維持できました。駅周辺の駐輪場も既設の13ヶ所を適切に維持管理し、目標達成となっています。

【具体的取組】

・環境負荷低減施策と公共交通促進施策の連携

ゼロカーボンシティの実現に向け、二酸化炭素や窒素酸化物等を排出しないバス車両の導入等について、令和6年1月25日に開催された埼玉県西部地域まちづくり協議会公共交通部会にて、各市の動向を確認し情報交換を行いました。

・民間路線バスの既存路線の維持・確保

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数が減少したため、便数が減少しましたが、運行事業者との連携により、路線の維持・確保を図りました。

令和4年度 42路線(往路301便、復路302便)

令和5年度 35路線(往路289便、復路291便)

・自転車駐輪場整備による放置自転車解消

駅周辺における道路の安全確保のため、自転車置場を整備し、適切な維持・管理により、放置自転車の解消に努めました。

3 歴史・文化を大切にした景観の保全

加治丘陵や狭山丘陵、市内を流れる河川などには、自然環境が豊富に残っています。また、貴重な文化財には、歴史的な建造物や地域の伝統的な祭りや囃子などもあります。

①歴史、文化の継承

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
48	文化財保護啓発事業への参加人数	人/年	200	95 ↓	84 ↓	169 ↓	966 ☆		250
49	旧石川組製系西洋館、旧黒須銀行の来館者数	人/年	5,840	1,610 ↓	4,562 ↓	6,452 ↑	4,313 ↓		10,000
50	埋蔵文化財の報告書刊行数	冊 (累計)	38	41 ↑	42 ↑	43 ↑	44 ↑		50
51	伝統文化活動団体の会員数	人 (累計)	760 (令和元年)	753 ↓	754 ↓	746 ↓	708 ↓		760

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇文化財保護啓発活動の参加者は目標達成、旧石川組製系西洋館等の来館者や伝統文化活動団体の会員は減少

文化財保護啓発事業への参加人数については、例年1日のみ開催していた特別展示を2週間ほど開催し、プレスリリースも行ったため大幅の増加となり、目標を達成しました。

旧石川組製系西洋館等は、西洋館の一般公開を土日中心に行い、各種イベントを通して集客に努めましたが、旧黒須銀行が工事のため下半期の公開を行わなかったため、来館者数が減少しました。

また、伝統文化活動団体の会員数は、1団体のみの参加となった事業があり、団体発表の機会が少なく、減少となりました。今後は市民に対して郷土芸能を体験するワークショップを開催し、事業参加団体の増加に努めます。

【具体的取組】

・身近な文化財を活かした郷土の魅力の再認識に繋がる事業

令和5年5月30日～6月18日に新規指定文化財「古谷重松奉納祭囃子祭礼図絵馬」特別展示を行い、約900人の入場者がありました。また、令和6年2月4日には金子地区の三輪神社で文化財防火訓練を行い、約70人の参加がありました。事業を通じて、文化財の保護意識の啓発と、文化財の魅力を発信しました。

・旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行などの近代文化遺産の保存、活用

旧石川組製糸西洋館は土・日曜日を中心に一般公開を46日間、コンサートや茶会等を9件開催し、2,972人の参加がありました。旧黒須銀行は、復元修理に向けた広報活動も含め年間8回の公開日と、「大くろぎんまつり」「くろぎん茶屋」等のイベント、クラウドファンディングの返礼ツアーを行い、1,341人の参加がありました。

なお旧黒須銀行は、秋以降に工事を予定しているため、令和6年7月の渋沢栄一の新一万円札発行に連動したイベント以降は、公開を中止します。



旧黒須銀行

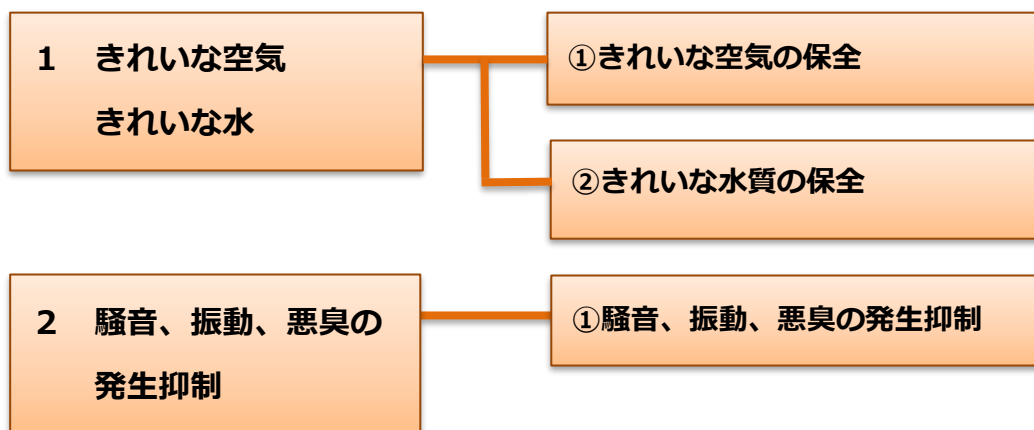
・指定文化財等の貴重な文化財の保存と活用

指定文化財については、新規指定文化財「古谷重松奉納祭囃子祭礼図絵馬」の指定に伴う周知及び特別展示を行い、896人の来場がありました。価値や魅力を伝える文化財説明版の修繕を1基行いました。また、開発に先立つ埋蔵文化財の試掘調査を年間10件実施し、記録保存と活用に供するために報告書を刊行しました。

・伝統文化活動団体の支援や協働による事業

令和5年10月28日(土)～29日(日)に開催された入間万燈まつりで、新久はやし保存会他14団体が、お囃子の演奏を披露しました。また、令和6年3月10日(日)に産業文化センターで開催された入間市芸能発表会で、個人・団体含む37の演目が披露され、400人の来場がありました。

2-4 基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全



1 きれいな空気 きれいな水

大気については、測定や監視を継続し、大気環境の保全に努めます。

水質については、単独処理浄化槽からの生活排水による河川の水質汚濁防止のため合併処理浄化槽の普及および補助制度のPRに取り組みます。

①きれいな空気の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
52	主要交差点等における 自動車排ガス調査 実施地点数	地点 /年	4	4	4	4	4		4
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇予定通り調査を実施(目標達成)

令和5年度も、例年と同時期(11 月下旬)に自動車排ガス調査を行いました。調査の結果、すべての地点で汚染物質等が環境基準値未満であることを確認しました。

・主要交差点での自動車排ガス調査

自動車排ガス調査は、交通量の多い交差点で毎年同時期に実施することで、経年変化を把握しています。11月に藤沢交差点、河原町、大森交差点、宮寺地内国道16号沿線の4地点で、24時間の自動車排ガス測定を、実施しました。

・アイドリングストップの周知

埼玉県活環境保全条例で、自動車の停車時や駐車時のアイドリングストップが義務付けられています。市公式ホームページで、運転者や事業者、駐車場の管理者等の義務等について説明する記事を掲載しています。

また、公道、駐車場等でのアイドリングに関する相談があった際に、原因者に指導を行いました。

②きれいな水質の保全

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
53	合併処理浄化槽の 設置補助基数	基 (累計)	964	1,006	1,015	1,031	1,051		1,000
				☆	☆	☆	☆		
54	工場・事業所等への 水質調査件数	件/年	9	6	5	5	5		9
				↓	↓	↓	↓		
55	河川などの水質調査 地点数	地点 /年	24 (4 回)	24 (4回)	24 (4回)	24 (4回)	24 (4回)		24 (4回)
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇合併処理浄化槽の設置件数と水質調査地点数は達成、工場等への水質調査件数は未達成

合併処理浄化槽設置補助については、実績のある浄化槽工事業登録業者に対して声かけを行い、利用増加につなげました。

工場・事業所等への水質調査件数は、5件となりましたが、過年度の結果が不良だった事業所を中心に排水水質調査を実施し、全ての事業所が県の目標値の範囲内でした。

河川水質調査については、令和5年度も継続して調査を実施しています。

【具体的取組】

・市街化調整区域における合併処理浄化槽の普及

市街化調整区域で、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する方を対象に、補助金を交付しました。(令和5年度補助基数:20基)補助事業について、広報いるま4月号および市公式ホームページに掲載し、浄化槽清掃業者にチラシを配布し周知依頼を行いました。

・市街化区域における公共下水道への接続推進

市街化区域内で水洗化未実施の世帯のうち279世帯に対して、職員による直接訪問・通知にて水洗化普及促進活動を実施、接続世帯数の増加を図りました。(令和5年度 実績値・進捗状況 97.98%)

・工場・事業者等への立ち入り検査・指導

令和6年2月に、河川に排水している事業所を対象に、排水水質調査を実施しました。調査を行った5事業所すべてが、埼玉県の目標値の範囲内でした。

BOD：生物化学的酸素要求量 生活環境項目の1つであり、微生物が水中の有機物(主に生活排水の汚れ)を分解したときに消費する酸素量のこと。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

・定期的な水質調査

市内の主流河川(入間川、霞川、不老川)とその支流について、市境や本流への流入地点等24地点において、年4回(5月、8月、11月、2月)の水質調査を行いました。

年平均値において、一部でBODの値が環境基準を上回りましたが、軽微な超過であり経過観察とします。詳細な調査結果については、「入間市の環境調査概要(令和5年度版)」に記載し、令和7年1月に公表する予定です。

2 騒音、振動、悪臭の発生抑制

不快な騒音や振動、悪臭などを少なくするために、その原因となる工場や事業所、畜舎などへの規制や指導、支援を推進し、快適な生活環境を保全します。

①騒音、振動、悪臭の発生抑制

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
56	公害苦情(騒音、振動、悪臭)の受理件数に対する解決率	%	91	94	99	98	97		100
				↑	↑	↓	↓		
57	自動車交通騒音調査(面的評価)実施	回/年	1	1	1	1	1		1
				☆	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇公害苦情の達成率は僅かに悪化、自動車交通騒音調査は実施

公害苦情の解決率は97%と僅かに悪化したが、相談者への丁寧な聞き取りや原因者への迅速な助言や指導により、高い水準を維持しています。

また、自動車交通騒音調査については、騒音規制法に基づき自動車交通騒音常時監視を実施しました。

【具体的取組】

・騒音、振動などについての指導、改善

騒音、振動、悪臭に関する相談について、通年で相談者への聞き取りや現地調査を行い、原因者への助言や、改善指導を行いました。相談の受付件数は58件(内訳:騒音22件、振動1件、悪臭35件)で、うち56件は解消(改善)しました。

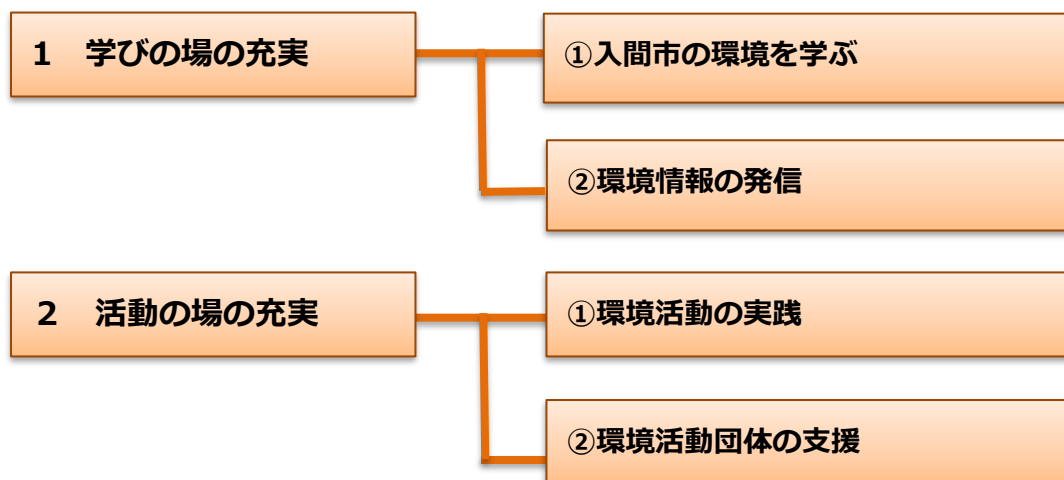
・畜舎等からの悪臭防止対策

畜舎からの悪臭防止対策として、畜産団体4団体に対して、脱臭剤の購入費用に対して助成を行いました。

・主要道路の騒音等調査

令和6年1月に河原町地内の一般国道16号と黒須地内の一般国道299号において、道路交通騒音調査を3日間連続で実施しました。調査の結果、実施した2路線において、夜間の環境基準を超過していましたが、要請限度では昼夜ともに限度を下回りました。

2-5 基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践



1 学びの場の充実

環境学習の場の充実により市民の環境学習の機会が増加します。本市では、環境に関する様々なイベントや講座があります。既存のイベントをさらに充実させることは、市民が本市の環境を知り、環境保全の意識を高めていくことに貢献できます。

また、様々な媒体を活用し、市民へ環境情報を発信していきます。

①入間市の環境を学ぶ

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
58	いるま環境フェアの参加団体数	団体/年	37	中止 ※	中止 ※	0 ↓	35 ↓		50
59	環境市民講座等の開催回数	回/年	8	9 ↑	6 ↓	12 ☆	7 ↓		12
60	農産物の直売会実施回数(再掲)	回/年	50	39 ↑	47 ↑	60 ☆	63 ☆		55
61	博物館と学校の連携による環境学習への参加者数	人/年	6,283	374 ↓	4,679 ↓	5,121 ↓	4,691 ↓		5,500

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇いるま環境フェアの参加団体と環境市民講座等の開催回数、環境学習への参加者数は減少、農産物の直売会実施回数のみ達成

いるま環境フェアは、開催方法を従来の方法に戻し、団体展示等を行いました但目標には達しませんでした。令和6年度は、事業の見直しを行い、開催しない予定です。

環境市民講座等の開催回数については、令和5年度より環境市民講座を廃止したため、出前講座等のみの開催となり、減少しました。今後は、市民向けの説明会や講座を行うことで環境意識の啓発を推進します。

農産物直売会は、「ふれあい朝市」に加えて、「ふれあいマルシェいるま」と「出張！入間のうまい市」、「農業まつり」の開催または開催支援したことにより目標回数を上回りました。

博物館と学校の連携については、市内全小中学校6年生に対するオンライン授業の実施や、3年振りの体験コーナーの開催等で、楽しみながら学ぶ機会を設けましたが、市内の児童生徒数が減少していることから、前年度と比べて減少しております。

【具体的取組】

・いるま環境フェアの開催

令和6年3月3日に市民活動センターでいるま環境フェアを実施しました。日頃から環境問題に取り組んでいる、市民・団体・事業者・市による展示等にて、環境問題について楽しみながら学び、環境について関心を持つきっかけづくりの場としました。



・環境市民講座等の学習機会の充実

カードゲーム「2050カーボンニュートラル」を活用した、脱炭素型ワークショップの実施や、いるま生涯学習出前講座で温暖化対策についての講座を実施しました。

また、SPOBY の特典交換会とあわせて講演等を行い、意識啓発の機会創出に努めました。

・農業まつりやふれあい朝市での生産者と消費者の交流

「農業まつり」(1回)や、「ふれあい朝市」(毎週土曜日 53回開催)に加えて、「ふれあいマルシェいるま」(4回)、「出張！入間のうまい市」(5回)を開催し、新たな販売機会を創出して、生産者を支援しました。それに伴い、生産者と消費者の交流も深まりました。

・博学連携事業による「入間市の環境」に関する授業等

博物館を活用した学校授業を、市内外問わず延べ66校で実施し、4,691人が受講しました。市内小中学校全校児童生徒のうち、小学校3年生と中学校1年生は博物館に来館し、小学校6年生はオンラインで博物館授業を実施しました。

また、学芸員が直接学校へ出向いて行う「出前授業」を8校で実施しました。



②環境情報の発信

指標番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
62	ごみ分別アプリダウンロード数	件 (累計)	7,000	12,951	17,291	23,545	31,965		10,000
				☆	☆	☆	☆		
63	ごみ減量推進モデル地区の設定と活動支援・PR	自治会/年	12	中止	中止	11	12		12
				※	※	↓	☆		
64	刊行物への環境情報の掲載数	回/年	2	10	10	7	7		2
				☆	☆	☆	☆		
65	入間市の環境調査概要の作成	回/年	1	1	1	1	1		1
				☆	☆	☆	☆		
66	COOL CHOICE 運動について、広報いるまへの掲載数	回/年	2	2	1	1	1※		2
				☆	↓	↓	↓		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

※令和4年10月より、COOL CHOICE 運動はデコ活に移行しました。広報いるまへのデコ活に関する記事の掲載回数としています。

【現状と課題】

◇昨年度に引き続きごみ分別アプリは目標を大きく上回って達成、COOL CHOICE はデコ活へ方向転換

ごみ分別アプリは、令和4年度に引き続き、目標の2倍を超えるダウンロード数を達成しました。

ごみ減量推進モデル地区の設定と活動支援・PR は、対象となる地区の自治会に対して説明会を実施し目標を達成しました。

刊行物への環境情報掲載数や、入間市の環境調査概要の作成については、いずれも目標達成していますが、COOL CHOICE については、取り組みをデコ活へ変更したことにより、デコ活の啓発に関する記事を掲載しました。紙面の都合等により年2回の掲載が困難なため、今後は市公式ホームページや、イベント時の説明など、他の手段での周知を図ります。

【具体的取組】

・ごみ分別アプリの活用

ごみ分別アプリにより、ごみを出す際の注意事項や雑がみ回収の啓発、体験教室やおもちゃ病院等のイベント開催の発信を行い、施設の状況や適正なごみの分別・減量・資源化、3R等の啓発を図っております。



・ごみ減量推進地区説明会の開催

令和5年7月から令和6年2月までの間に下記の地区で、ごみ減量推進地区説明会を実施し、入間市のごみの現状、ごみの分別、資源のリサイクル等、ごみ減量について説明を行いました。

- ・豊岡地区(Uアリーナ自治会、プルミエール自治会、ユアコート入間四季の丘自治会)
- ・東金子地区(第一区、第四区、第十二区上)
- ・金子地区(三ツ木自治会)
- ・宮寺・二本木地区(宮ノ台自治会、南矢萩北部)
- ・藤沢地区(十二区自治会、十五区自治会)
- ・西武地区(第五区)

・広報いるま等による環境情報の発信

環境に関する情報として、ゼロカーボンライフスタイルの促進に関する特集記事を、広報いるま2月号にて発信しました。

また、各種イベントやEVの普及啓発、資源循環の取組など、市の環境への取組について、市公式ホームページやSNSなどを通じて市民へ情報発信を行いました。



広報いるま(令和6年2月号)

・「環境報告書」および「入間市の環境調査概要」の公表

「環境報告書」は、令和5年度版いるましの環境として、令和5年12月に市公式ホームページおよび市内公共施設で公表しました。また、環境報告書に対して寄せられた意見および回答については、令和6年3月に市公式ホームページで公表しました。

「入間市の環境調査概要(令和4年度版)」は、大気、水質、騒音等の公害調査の結果をまとめたもので、令和6年1月に、市公式ホームページに公表しました。

・COOL CHOICE 運動

環境省が実施していた COOL CHOICE 運動は、令和4年10月よりデコ活という新たな取り組みに移行しました。これに伴い、入間市も COOL CHOICE 運動からデコ活へ取り組みを変更し、広報いるまでのゼロカーボンライフスタイルの特集記事や地球温暖化対策の活動の中で、デコ活やライフスタイルの転換に関する啓発活動を行いました。



デコ活：二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境の良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするために、新しい国民運動です。

2 活動の場の充実

市民や団体、事業所の自発的な取り組みが行えるよう、環境学習での学びを実践できる場を充実させていく必要があります。

①環境活動の実践

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
67	緑に関するイベントの 参加者数	人/年	671	17 ↓	662 ↓	834 ☆	850 ☆		700
68	フリーマーケットなど の開催回数	回/年	11	中止 ※	6 ↓	11 ☆	9 ↓		11
69	資源再利用団体の 登録数	団体	198	189 ↓	185 ↓	182 ↓	181 ↓		260
70	資源再利用団体の 回収量	t/年	2,235	1,583 ↓	1,442 ↓	1,399 ↓	1,282 ↓		3,600
71	市民清掃デーの 参加世帯数の割合	%	78.9 (自治体加入世帯)	39.32 ↓	57.7 ↓	68.4 ↓	72.5 ↓		85 (自治体加入世帯)

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇緑に関するイベントの参加者数は達成、それ以外の項目は基準値より悪化

緑に関するイベントの参加者数は、自然展を開催したこと等により目標を達成しました。

フリーマーケットの開催回数については、8月にリサイクルプラザの空調が故障したことにより、「リサイクルの日」の開催を中止したため減少しました。

資源再利用団体の活動については、人口減少や、電子書籍の普及、生活様式の変化により、対象物自体の量が減少していることもあり、活動団体数と回収量がいずれも年々減少しています。

市民清掃デーの参加世帯数の割合も前年度より増えているものの、基準値には及びません。「市民清掃デーボランティア活動証明書」の交付対象を拡大するなど参加者増加に努めます。

【具体的取組】

・自然かんさつ会の開催

自然かんさつ会を8回開催し、雑木林、湿地、河川、市街地などの身近な自然の植物、鳥、昆虫を観察しました。また、観察した内容はかんさつ会だよりにまとめて配布しています。

2-5 基本方針5 環境学習の推進と環境活動の実践

・リサイクルフェア、あおぞらフリーマーケットの実施について

「リサイクルの日」を毎月第2日曜日(4月と11月を除く)に開催し、ミニフリーマーケットを行いました。また、リサイクルプラザ再生品のジモティー(地域密着型の無料広告サイト)への掲載や、リユース品買取一括査定サイト「おいくら」の紹介を開始し、リユースを促進しています。

・自治会や子ども会への資源再利用奨励補助による活動支援

家庭から出されるごみの中で資源として再利用できる古紙や古布類等を回収した、自治会等の資源回収登録団体181団体に対して延べ838件の補助金を交付しました。

・市民清掃デーの実施

市民清掃デーを6月3日(日)に実施しました。参加自治会数も前年度より増加し、自治会加入世帯数の72.54%が市民清掃デーに参加しました。

また、令和4年度から、市民総ぐるみの環境美化運動として実施している市民清掃デーへの参加を通じて、地域活動へ主体的に参加する意識の向上を図るため「市民清掃デーボランティア活動証明書」の交付を開始し、令和5年度からは小学生も交付の対象としました。(ボランティア活動証明書申請件数 小学生70件、中学生412件、高校生9件、大学生2件の計493件)

②環境活動団体の支援

指標 番号	指標	単位	基準値	上段:実績値 / 下段:評価					目標
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
72	環境活動団体の活動支援	団体	5	5	5	5	5		5
				☆	☆	☆	☆		
73	緑に関するボランティアの活動人数	人/年	458	378	864	769	823		500
				↓	☆	☆	☆		

【評価】 ☆目標達成 ↑目標に向けて進展 →現状維持 ↓悪化 ※未着手

【現状と課題】

◇すべての項目で達成

環境団体への活動支援では、環境美化や環境保全、環境に関する啓発活動を実施している5団体に対して活動支援を継続し、目標達成となりました。

また、緑に関するボランティアについては、樹林地の管理運営および保全活動を行う山林管理ボランティア等のほかに、市公式ホームページで事業概要を紹介し、市民への周知に取り組んだことで、延べ823人が活動し、目標達成となりました。今後は、市内小中学校など新しい活動層の市民に向けた活動PRを図ります。

【具体的取組】

・環境活動団体への補助金交付

入間市環境まちづくり会議、入間市衛生自治会、霞川をきれいにする会、入間市不老川をきれいにする会、沢田地区をきれいにする会の5団体に補助金を交付し、活動を支援しました。

補助金は市内環境団体の活動費用に充てられています。各団体は、環境に関する啓発活動や、ごみ拾い、衛生美化キャンペーン、害虫防除、河川敷の草刈りなどを実施しており、市内の環境美化、環境保全に貢献しています。

・加治丘陵山林ボランティア等の支援

加治丘陵の山林管理ボランティア等を対象に、令和6年1月30日に埼玉県から講師を派遣いただき、加治丘陵山林管理ボランティア講習会を実施しました。

・ボランティア活動支援のための講座等についての検討

緑のボランティア参加者が必要とする講習会やボランティア講座等の開催を検討しました。

また、自然かんさつ会では、活動地付近を会場とするように令和5年度の計画を立て、NPO法人等へ参加を呼びかけました。

2-6 第三次入間市環境基本計画の総合結果・評価

令和5年度の評価をまとめたものが以下、表1 令和5年度の取組評価です。

	☆目標達成	↑目標に向けて進展	→現状維持	↓悪化	※未着手・他
基本方針1	11	1	0	7	2
基本方針2	14	1	2	1	0
基本方針3	5	1	2	3	1
基本方針4	4	0	0	2	0
基本方針5	8	0	0	8	0
合 計	42	3	4	21	3※

※ 未着手・他の3件はいずれも、事業見直しや方針変更により継続困難となったものです。

令和5年度における取組施策73項目のうち、目標達成あるいは目標に向けて進展したものは、42項目で全体の約62%となり、令和4年度の約64%と比べて約2%減少しました。また、現状維持のものは4項目で、全体の約5%となり、令和4年度と同じでした。悪化あるいは未着手・他は23項目で全体の約33%と、令和4年度の約30%と比べて約3%増加しています。

昨年度に比べて施策の達成率が約2%減少しておりますが、令和4年度に達成または進展となった事業において、施設の修繕等により事業を一時中止としたものがあった一方で、新たに進展した事業が少なかったことが主な原因です。人口減少等により活動量が減少傾向にある中、市の方針変更等により進展が難しい事業も多くなっています。

令和6年度以降も、引き続き各事業において市民や関係事業者にわかりやすい周知・PR を行うとともに、未着手・廃止となった事業についても、社会情勢の変化に対応しつつ、各施策を尊重した取組を推進するために、より効果的な施策について検討を行います。

第3章 入間市地球温暖化対策実行計画

3-1 区域施策編

3-2 事務事業編

第3章 入間市地球温暖化対策実行計画

3-1 区域施策編

1 目標

本市では、令和5年度から「入間市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市内全域を対象に地球温暖化対策の取り組みを実施しています。本市の温室効果ガス排出削減量の目標は以下のとおりです。

中期目標:令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比46%削減

長期目標:令和32(2050)年度にカーボンニュートラル

2 進捗

(1) 総排出量

市内の温室効果ガスの排出量については、令和5年に策定した入間市温暖化対策実行計画に記載した現況値(令和元年度数値)をもとに、国の公表データや、統計資料、個別調査により算出しています。

温室効果ガス排出量の大半を占める、「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」の排出量データは、環境省の自治体排出量カルテの数字に基づき算出しており、公表までに2年ほどかかります。そのため、令和6年度現在、計画期間前の令和3年度中の排出量が最新値となっています。

表1 入間市の温室効果ガス総排出量 [t-CO₂]

	H25 (基準)	R1	R2	R3	R12 (目標)
産業部門	271,836	257,918	244,820	260,532	138,942
業務その他部門	173,877	133,709	129,767	146,308	77,213
家庭部門	223,532	160,701	168,057	158,155	106,531
運輸部門	214,082	198,385	179,750	179,083	151,150
廃棄物部門	19,243	25,506	22,178	20,497	13,811
その他	7,023	6,021	6,048	5,916	3,533
合計	909,593	782,241	750,620	770,491	491,180
削減率		△14.0%	△17.5%	△15.3%	△46.0%

※対象となるガス種 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

※算定方法

部門	算出方法
産業部門、業務その他部門、 家庭部門、運輸部門	環境省「自治体排出量カルテ」参照
廃棄物部門	一般廃棄物：総合クリーンセンターのごみの焼却量等から計算 浄化槽：環境省「一般廃棄物処理実態調査」データから計算
その他	エネルギー転換部門：個別調査により集計 農業分野、燃料燃焼分野：統計データおよび個別調査に基づき推計

(2) 部門別取組の状況

① 産業部門

入間市ゼロカーボン協議会の活動を通して、脱炭素経営の需要家開拓や地域新電力会社「いるま e-MIRAI 株式会社」の設立を支援しました。また、入間市 GX リーダーシップ事業として、市内の企業に対して脱炭素経営のモデル化を支援し、温室効果ガス排出量の見える化に協力しました。

表2 太陽光発電設備導入状況(事業用・10kW 以上)

	R4	R5	R12 (目標)
件数	313	313	2,845
導入割合	6.6%	6.6%	60%
容量 [kW]	8,544	8,628	34,465
削減量[t-CO ₂]	4,262	4,303	17,191

※件数および容量は、資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 情報公表用ウェブサイト」より 10kW 以上の認定件数、容量を引用

② 業務その他部門

事業者向けの取り組みとしては、産業部門と同じ内容です。行政の排出量削減については、後述の事務事業編の中で説明します。

③ 家庭部門

入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助事業により、太陽光発電設備や蓄電池、V2H 充放電設備に対して補助金を支給し、再生可能エネルギーの利活用を促進しました。

また、脱炭素型ライフスタイル促進事業「サステナブルウォークいるまいる」により、移動の脱炭素化を推進し、市民の日常生活における行動変容を促進したほか、カードゲームによる体験型のワークショップや出前講座、広報いるまの特集記事などにより、

市民の方々の行動変容のための啓発活動を行いました。

表3 太陽光発電設備導入状況(個人用・10kW 未満)

	R4	R5	R12 (目標)
件数	3,464	3,631	14,500
導入割合	9.6%	10.0%	40%
容量 [kW]	14,341	15,257	97,104
削減量[t-CO ₂]	7,153	7,610	48,435

※件数および容量は、資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 情報公表用ウェブサイト」より 10kW 未満の認定件数、容量を引用

④ 運輸部門

自動車の二酸化炭素排出量を削減するため、市民や事業者の積極的な次世代自動車導入を促進します。

令和5年度は、健康福祉センターで土日祝日に市民等がシェアリングできる電気自動車(EV)を2台導入しました。令和4年度に本庁舎に導入分と合わせて EV シェアリングを実施することにより、市民に対し次世代自動車の導入を促進しています。

⑤ 廃棄物部門

主に、可燃ごみに含まれるプラスチック類の焼却により温室効果ガスが排出されます。

令和5年度は、プラスチックごみの一括回収により分別方法が変更となることと併せて、プラスチックごみの資源化を周知啓発しました。ごみの分別、資源化の推進により、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

なお、可燃ごみ中のプラスチック含有率は、年4回のサンプル調査に基づく数値を使用しています。令和5年度は令和4年度と比べて悪化していますが、サンプルの偏りにより数値が大きく変動するため、引き続き増減に注意しつつ安定して目標を達成できるようプラスチックの分別・資源化の推進に努めます。

表 4 一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量

	H25 (基準)	R4	R5	R12 (目標)
可燃ごみ中の プラスチック含有率	—	16.7%	19.4%	17%
1日1人あたりのごみ の量[g]	—	509	483	462
一般廃棄物焼却による 温室効果ガス排出量[t-CO ₂]	18,760	12,175	13,835	13,260
温室効果ガス 削減量[t-CO ₂]	—	6,585	4,925	5,500

3-2 事務事業編(市の事務事業における温室効果ガス排出量)

1 目標

令和5年度からは、行政の取り組みを定めた「事務事業編」についても、入間市地球温暖化対策実行計画に内包しています。行政の目標は以下のとおりです。

市の事務事業(一般廃棄物分を除く)：

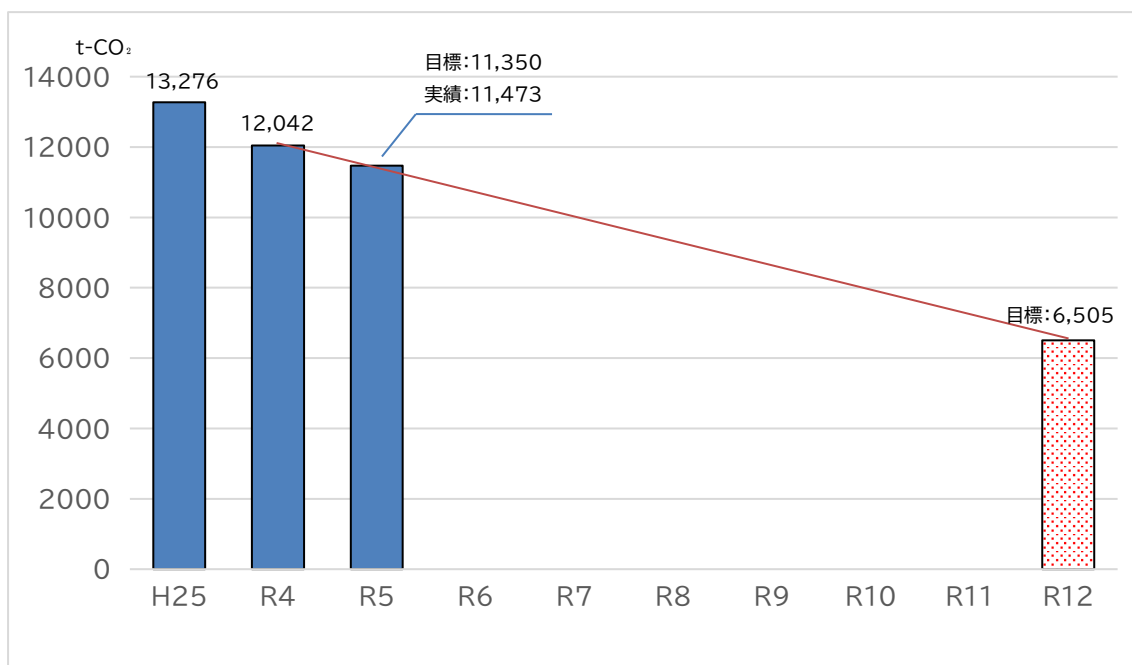
令和12(2030)年度に、平成25(2013)年度比51%削減

2 進捗

(1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量(一般廃棄物分を除く)

令和5年度の市の事務事業における温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却分を除き、11,473t-CO₂でした。令和4年度と比較して569t-CO₂削減していますが、令和12年度に目標達成するためには、毎年692t-CO₂の削減が必要なため、更なる取組の推進が必要です。

図1 市の事務事業における温室効果ガス排出量



エネルギー別の使用量を見ると、電気の使用による CO₂排出量が大きく減少しています。太陽光発電設備の導入や設備の省エネ機器への交換、職員の省エネ行動の徹底による効果と思われます。

表 5 エネルギー別の温室効果ガス排出量 [t-CO₂]

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
電気	9,155	8,488							
都市ガス	1,381	1,182							
LPG	512	468							
重油	314	325							
軽油	83	32							
灯油	319	364							
ガソリン	125	105							
その他	153	150							

(2) 市の事務事業における温暖化対策の取り組み状況

① 太陽光発電設備の導入

令和5年度に健康福祉センター(68.48kW)を導入しました。令和4年度導入分と合わせて令和5年度中に合計 90,498kWh の発電があり約 40t-CO₂を削減しています。令和6年度以降も順次市内公共施設に太陽光発電設備を設置していく予定です。

表6 市に設置した太陽光発電による CO₂削減量

施設	設置容量[kW]	発電量[kWh]	CO ₂ 削減量[kg-CO ₂]	備考
市役所立体駐車場	73.72	82,308	35,722	R5年2月稼働
健康福祉センター	68.48	8,190	3,554	R6年3月稼働

※令和3年度以前に設置している施設は記載していません。

② 建築物における省エネルギーの徹底

令和5年度に新築した公共施設はありません。新築する建築物は、省エネルギー対策により ZEB Ready 相当を目指します。

③ LED 照明の導入

令和5年度に公共施設照明の LED 化に向けた事前調査を行いました。令和6年度から順次、施設照明の LED 化を実施します。

④ 移動の低炭素化

令和5年度に健康福祉センターで、EV を2台導入しました。この車両は土日祝日に市民がカーシェアリングに使用しています。

入間市役所に導入されているEVは合計12台となり、令和5年度の公用利用でのEV走行距離は 54,227kmで、約 8t-CO₂の削減となっています。

⑤ 省エネ行動の徹底

庁内研修等を通して、職員に省エネ行動の徹底を呼び掛けています。始業前や昼休みの消灯、クールビス・ウォームビズ、紙の使用量削減などは、すでに職員浸透し、積極的な取組が実施されています。

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例

第4章 資料

4-1 入間市環境基本条例

平成10年9月30日条例第31号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることに

より、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全

及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第 13 条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する助成)

第 14 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第 16 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第 17 条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第 18 条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第 16 条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

令和6年度版

いるましの環境
第三次入間市環境基本計画環境報告書

～人と環境が共生するまちをめざして～

令和6年12月

発行：埼玉県入間市

編集：環境経済部 エコ・クリーン政策課

〒358-8511 入間市豊岡1丁目16番1号

TEL:04-2964-1111(代)

FAX:04-2965-0232(代)

E-mail:ir240500@city.iruma.lg.jp

<https://www.city.iruma.saitama.jp/index.html>